

○警察官等警棒等使用及び取扱い規範の実施に関する訓令

平成 13 年 12 月 13 日

警察本部訓令第 40 号

改正 令和元年 6 月 13 日本部告示第 4 号、令和 4 年 3 月 22 日本部訓令第 4 号

警察官等警棒等使用及び取扱い規範の実施に関する訓令を次のように定める。

警察官等警棒等使用及び取扱い規範の実施に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成 13 年国家公安委員会規則第 14 号。以下「規範」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(制服着用時の警棒の携帯)

第 2 条 規範第 8 条第 1 項第 7 号に規定する警棒を携帯することが不相当であると所属長（香川県警察本部の課長、隊長若しくは所長、香川県警察学校長又は警察署長をいう。以下同じ。）が認めるときの基準は、次のとおりとする。

- (1) 辞令書の交付を受けるとき。
- (2) 配置換え、入校等の申告をするとき。
- (3) 講習、研修、講演等に出席するとき。
- (4) 自動車（警ら用無線自動車及び小型警ら車を除く。）の運転に従事するとき。
- (5) 運転免許試験に従事するとき。
- (6) 火災、交通事故等の現場処理に従事するとき。
- (7) 遭難者の捜索又は救助作業に従事するとき。

(女性警察官の警棒の携帯方法)

第 3 条 女性警察官が警棒を携帯する場合において、規範第 9 条ただし書きの規定により所属長が指示する警棒の携帯方法は、原則として、夏服着用期間にあつては規範第 9 条本文の規定により着装するものとし、冬服着用期間及び合服用期間にあつては肩掛けかばんに納めて携帯するものとする。

(報告)

第 4 条 所属長は、規範第 7 条第 1 項及び第 2 項に規定する警棒等の使用に係る事案が発生したときは、直ちに別記様式の警棒等使用報告書により香川県警察本部警務部警務課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部告示第4号）

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和4年3月22日本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（別記様式 省略）